

・ 検討の背景

1. 公設試は、地域の産業や科学技術政策を担う中核機関として、経営資源の脆弱な中小企業の研究開発活動を支援・補完し、地域中小企業の発展に寄与してきた。

（注）「公設試」（＝公設試験研究機関）は、自治体が設置した試験研究機関。研究会の検討対象は、そのうち鉱工業系。鉱工業系公設試は、全国に約 130 か所。うち主要公設試 59 所の予算総額は約 480 億円、総人員約 3 千 9 百人（うち技術職員約 3 千 2 百人）（平成 15 年 3 月現在）である。

2. 近年、公設試の経営は、構造変化に直面している。公設試自身も、変化の重大さを認識している（64%が、「何十年に一度」または「未曾有の変化」と認識（図 1））。

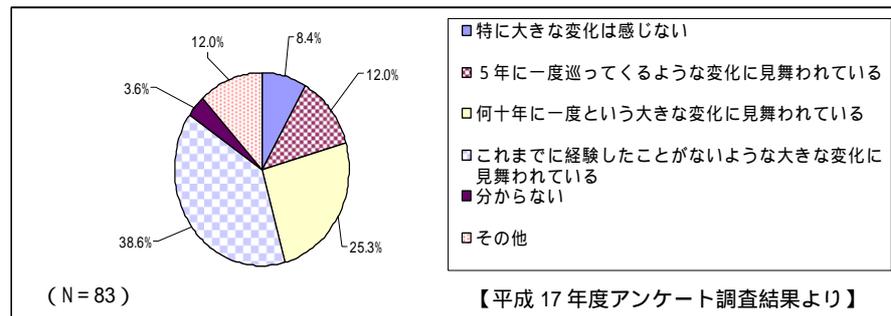


図 1 .公設試を巡る環境変化

現在、公設試が直面している環境変化の具体的内容は、以下のとおり。

(1) 独立行政法人化の動き

平成 16 年 4 月施行の「地方独立行政法人法」に基づいた、公設試の地方独立行政法人化の議論が、近年活発化している。独法への移行に向け、準備を進める自治体も見られ、平成 18 年度には、最初の移行例が生じる見込み。

こうした動きを受けて、他の自治体でも、追随を検討する動きが生じている。

(2) 広域連携・統合の動き

県域に止まらない、広域での公設試間の連携・統合に向けた動きが近年、活発化。

中には、道州制も視野に入れて、域内の公設試の整理や、統合的な運営を模索する動きも見られる。

(3) 国立大学、国の研究機関等の独法化と地元や中小企業支援への展開

国立大学、国研等が独法化を機に、地域中小企業への支援に注力するようになった。国による、産学官連携支援策も、この動きを推進している。

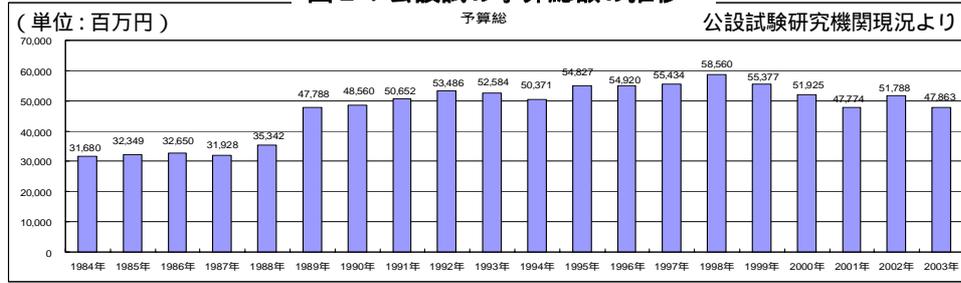
これら機関は、地域中小企業支援の新たな担い手として、参入しつつある。

(4) 自治体の財政制約と産業政策の混迷

自治体の産業政策には、近年、先進的な研究開発や大学と連携して「高度技術」を確立、国際競争に直面する地域企業の生残り支援のための「実務指向」、という二極化した要請がある。さらには、自治体の財政も悪化している。

この結果、自治体の産業政策における公設試の位置づけ、方向付けが不明確なまま、公設試の予算額は漸減傾向にあり、公設試の運営は混迷を深めている。（図 2）

図 2 . 公設試の予算総額の推移



．検討の目的

- 1 . 公設試が構造変化に直面する一方、当庁は従来から、公設試を、中小企業に密着して技術的支援を担う、重要な機関と位置づけており、今後も期待しているところ。
ともすれば整理合理化の議論が先行する中で、公設試が、自らの役割と進路を再点検し、自律的・継続的な機能の高度化を進めることが必要。
- 2 . 本研究会は、2010年を目標年次に定め、公設試の今後のあるべき姿について、中小企業技術政策の視点から、方向性を示すことを目的とした。

．検討の体制と手順

1 . 検討体制

- (1) 委員会：「中小企業の技術的支援における公設試のあり方に関する研究会」
(委員長：中島尚正 産総研理事、事務局：中企庁 技術課)
- (2) 委員構成：自治体、公設試、大学、産総研、中小企業経営者等（別紙1）

2 . 検討時期

平成16年12月～平成17年8月（予備検討会議を含む）

．報告書要旨

今後の公設試のあるべき姿をめぐり、基本的機能、組織運営について、以下のとおり整理するとともに、公設試を巡る今後の国の政策のあり方をまとめた。

1 . 基本的機能

フルライン指向を排し、「選択と集中」により、「地域固有の要請」に対応した特色ある公設試の実現に向けた機能の特化
基礎シフトから脱し、実践指向の支援への転換
試験等設備への依存を脱し、ソフト的支援手法を高度化させニーズに対応

2 . 組織運営

他の中小企業支援機関等との「連携と役割分担」により、円滑な支援体制の実現
公設試における望ましい運営システムの構築に向けた「指針」を提示（別紙2）

3 . 国の施策

技術開発や事業化支援、検査・評価、プロジェクトマネジメント、知的財産支援等の機能強化策を提言。平成18年施策の展開と、同19年度施策の立案に反映。

（参考）関連予算（ともに内数）

「戦略的基盤技術高度化支援事業」

「中小企業技術革新成果事業化促進事業」

18FY 要求額（17FY 予算額）

92.0億円（新規）

3.0億円（0.6億円）

別紙 1

「中小企業の技術的支援における公設試のあり方に関する研究会」委員
(五十音順、敬称略)

(委員長)

中島 尚正 独立行政法人産業技術総合研究所 理事・臨海副都心センター所長
(放送大学 副学長(～H17.4))

(委員)

井上 滉 東京都立産業技術研究所 所長

上野 滋 財団法人機械振興協会 理事・技術研究所次長

荻原 岳彦 武蔵野機工株式会社 代表取締役

後藤 新 群馬県出納長

斎藤 紘一 岩手県工業技術センター 所長

竹内 利明 国立大学法人電気通信大学 特任教授

津屋 和夫 特殊電装株式会社 代表取締役

藤沼 良夫 茨城県工業技術センター 所長

(茨城県商工労働部産業技術課 課長(～H17.3))

藤邨 克之 セントラル技研工業株式会社 代表取締役

中村 守 独立行政法人産業技術総合研究所 サステナブルリアル研究部門 副部門長
(独立行政法人産業技術総合研究所 企画本部 総括企画主幹(～

H17.3))

(事務局)

後藤 芳一 中小企業庁 経営支援部 技術課長

寺家 克昌 中小企業庁 経営支援部 技術課長補佐(～H17.7)

戸高 秀史 中小企業庁 経営支援部 技術課長補佐(H17.7～)

好岡 浩二 中小企業庁 経営支援部 技術課技術支援3係長

佐脇 政孝 独立行政法人産業技術総合研究所 技術情報部門技術情報室 シニアリサーチ

(財団法人未来工学研究所(～H17.3))

美馬 正司 財団法人未来工学研究所 知識社会研究センター 研究員

公設試の組織運営システムの構築に向けた指針（骨子）

本指針は、「公設試に求められる中小企業に対する支援機能」の基本的考え方（「中小企業の技術的支援における公設試のあり方に関する研究会」中間報告）で整理した論点をもとに、望ましい運営システムの構築に向けて、公設試等が自己点検の際に用いることに資するため作成した。

本指針の用途は、公設試自身や、公設試を評価する組織が、組織運営に必要な基本的事項が押さえられていることを確認する、公設試相互に組織運営を比較する際に、標準的な評価項目として利用する、等が考えられる。

（「指針」の骨子）

1．生存領域の確立

- (1) 組織の設置の目的と、それに基づく、基本的な使命を確認する
- (2) 外的、内的事情や要請を、整理する
- (3) 地域における、支援や研究をめぐる、自らの相対的なポジションを再確認する

2．中核的機能の抽出

- (1) 地域において、自らが実現すべき将来像を、目標年次とともに、定義する
- (2) 組織として、特に注力すべき中核的機能と、その周辺に位置づけるべき機能を整理する

3．体制の整備

- (1) 体制のあり方や組織の統制を、的確に行う
- (2) 外部資源の積極的な活用により、最適な支援体制を確保する
- (3) 地方自治体側は、制度を見直す等により、公設試の機能の発揮を支援する

4．実践的な事業運営

- (1) 事業化段階の支援を含む、実践的な支援機能を充実させる
- (2) 研究については、その目的や成果の評価・検証を行い、その有効性を明確にする

5．成果の検証と発信

- (1) 支援成果を確認するため、適切な評価を行う
- (2) 成果を対外的に発信すると同時に、その認知を得る